

もりやま

No.136



令和3年3月30日発行

編集発行

守山市農業委員会

TEL.077-582-1152

# 農委だより

## 令和2年度農地利用 状況調査を実施

令和2年8月から10月にかけて、市内全域で農地利用状況調査（農地パトロール）を実施しました。

この調査は、遊休農地の実態把握などを目的に毎年行っているもので、農業委員・農地利用最適化推進委員が各地域の農業組合長の協力のもと、地域の農地の利用について現地調査を行いました。

遊休農地は、病虫害・鳥獣被害の発生、雑木・雑草の繁茂、廃棄物の不法投棄など周辺の環境に悪影響を及ぼすことから、所有者・耕作者の方は、農地の適正な管理をお願いします。農地利用状況調査に基づく遊



休農地の状況は表のとおりで、昨年度より約3ヘクタールの増加となりました。

農地は日本の食糧自給力を支える大切な資産です。農地の手入れをされないとな隣近隣の農地や地域住民の方へ多大な影響を及ぼします。農地が荒れないよう所有者・耕作者の方は適正な管理をお願いします。

最後に、調査の実施の際には、各地域の農業組合長様にご協力いただき、ありがとうございます。

### 令和2年度遊休農地の状況

学区	地目	筆数	面積(m <sup>2</sup> )
守山・吉身	田	12	7,352
	畑	0	0
小津	田	14	13,522
	畑	18	2,617
玉津	田	1	235
	畑	0	0
河西	田	15	14,352
	畑	0	0
速野	田	22	11,571
	畑	12	5,078
中洲	田	2	4,854
	畑	9	5,448
野洲川跡地	畑	53	60,317
小計	田	66	51,886
	畑	92	73,460
合計		158	125,346

### 農作業の事故防止に取り組みましょう！

- トラクターでの圃場への出入りは速度を落とし、転倒に注意しましょう。
- 刈り払い機の使用は周りの状況を確認し、石の飛び跳ねや刃先のキックバックに注意しましょう。
- その他の作業にも「安全第一」でお願いします。

## 市長との意見 交換会を開催



昨年12月に、宮本市長と農業委員の意見交換会を開催しました。

席上、今後の守山市の農業として、農業は多面的機能として防災、コミュニケーションなどに効果が認められており、すことから、農村の環境を守るために、「人・農地プラン」の推進や「農村まると対策」等を利用した活動、地元農産物の地産地消の拡大などに向けて活発な意見を交わしました。

今後、農地が担い手に集積され農業者が減少してまいります。次世代へ活力ある本市の農業農村が引き継がれるよう願うものです。

**全国農業新聞**

月4回発行  
毎月700円  
お申し込みは  
農業委員会へ

# 農業機械に必要な免許、知っていますか？

## (1) 運転免許

農耕トラクターで農耕作業用トレーラーをけん引し道路を走行するためには、以下の運転免許を取得している必要があります。

※農耕作業用トレーラーけん引時の運転免許は、けん引する農耕トラクターの大きさや速度により判断されます。

	小型特殊自動車	大型特殊自動車
		
制 限	農耕トラクターの寸法が全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下(安全キャブや安全フレームの高さ2.8m以下)、かつ最高速度15km/h以下の場合	左記の寸法又は最高速度15km/hをひとつでも上回る場合
必要な運転免許証	小型特殊免許又は普通免許	大型特殊免許（農耕用に限る、も含む）

### ※新小型特殊自動車

小型特殊自動車とは別に「新小型特殊自動車」がありますが、その違いとして高さや最高速度の制限、総排気量、運転免許の種類が挙げられます。

長さや幅は小型特殊自動車同様、全長4.7m以下、全幅1.7m以下ですが、全高は2.8m以下なので小型特殊自動車よりも高くなっています（農耕作業用車は制限なし）。

総排気量に関しても小型特殊自動車が1.5リットルなのに対して、新小型特殊自動車は制限がありません。また、新小型特殊自動車の運転には大型特殊自動車免許が必要です。

最近の農耕トラクターはほとんどが新小型特殊自動車に入るので、新たに農耕トラクターを購入する予定のある人は注意が必要です。

また、新小型特殊自動車は小型特殊自動車と同様、車検の必要はありません。しかし、道路以外の場所（農作業など）にのみ使う場合を除いては、ほかの普通車同様、自賠責保険への加入が必要です。

## (2) けん引免許

車両総重量（※注）が750kgを超えるトレーラー等をけん引する場合は、別途「けん引免許」が必要です。  
 ※トレーラーの車両総重量とは、「トレーラー本体の車両重量」と「最大積載量」の合計をいいます。

トレーラーの車両総重量	けん引免許
750kg以下	不 要
750kgを超えるもの	必 要

◆道路運送車両法上は、軽自動車規格に当てはまり、かつ二輪の軽自動車又は小型特殊自動車によりけん引されるもの以外、すべてトレーラー等にも車検が必要となります。

◆農業機械をトラックに積載して運搬すれば、トレーラー等が不要となり、けん引免許やトレーラー等の車検は不要です。

# 農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、家族経営を中心とした農家の皆さんが加入する「2階」部分の年金であり、終身年金で社会保険料控除があるなど、メリットが多く安定した制度です。

第1号被保険者である農業者の方は、上乘せ年金に自ら加入しなければ、1階部分の国民年金のみとなります。農業者の方が選択できる2階部分の年金は「農業者年金」「イデコ（確定拠出年金）」「国民年金基金」の3種類です。

## ●農業者年金とイデコの主な違い

	農業者年金	イデコ（確定拠出年金（個人型））
加入資格等	○加入資格は、次の①～③を満たすこと ①国民年金第1号被保険者（保険料免除者を除く） ②20歳以上～60歳未満 ③年間60日以上農業従事 ○任意脱退はいつでも可能 ○保険料は、2万円～6.7万円	○加入資格は、60歳未満の国民年金被保険者（保険料免除者を除く） ○原則、途中脱退はできない（農業者年金に加入すると強制脱退になる） ○保険料は、5千円～6.8万円（国民年金第1号被保険者（自営業者）の額）
年金等の種類	終身年金	5～20年の有期年金（一部終身）または一時金（支給開始年齢までは受給不可）
運用方法	農業者年金基金が一元的に運用	多くの商品から加入者が選択
積立てが元本割れした場合の措置	65歳裁定時に元本割れしていた場合にマイナス分を補う危険準備金（付利準備金）の仕組みあり	元本割れした場合の措置なし
社会保険料控除等の税制面の措置（所得税等の節税効果）	その年に支払った保険料の全額が「社会保険料控除」の対象となり、経営主が払った生計を一にする配偶者や後継者の保険料も合算して控除できる。（所得税法第74条）	その年に支払った保険料の全額が「小規模企業共済等掛金」控除の対象（本人の掛金のみ）（所得税法第75条）
死亡一時金の税制措置	○死亡した場合は、死亡の翌月から80歳までの農業者老齢年金に相当する額が「死亡一時金」として支給される。死亡一時金は「全額非課税」（独立行政法人農業者年金基金法第27条）	○死亡した場合は、年金資産（持分）に基づく死亡一時金が支給される。死亡一時金は、退職手当金等のみなし相続財産として「相続税」の課税対象
事務経費負担	事務経費（人件費や施設費等）は国が支出※	事務経費は加入者の掛金から支出
申込先	JA、農業委員会	各運営管理会社（銀行、信用金庫、証券会社、保険会社等）

※一般の保険会社の年金保険では加入者の支払った保険料の一部から保険会社の事務経費（人件費や施設費等）を負担しているのが一般的ですが、農業者年金は基金の事務経費について、加入者の方の負担はありません（国費で負担）。

## 令和4年度から農業者年金制度が変わります!!

より多くの方がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が令和2年5月29日に成立し、独立行政法人農業者年金基金法が一部改正されました。

- 年金受給開始時期の選択肢の拡大 農業者年金の受給開始時期を選択（65歳～70歳）
- 年金への加入可能年齢の引上げ 国民年金に任意加入している60歳以上65歳未満の農業者も農業者年金に加入できる

●それぞれについて条件があります。詳しくは独立行政法人農業者年金基金（☎03-3502-3942）へ。

# 農地中間管理事業を 活用しませんか？



## 農地中間管理事業とは？

知事の指定を受けた公的機関である農地中間管理機構（以下「機構」という。）が、所有者から農用地等を借り受け、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮して貸し付ける事業です。

滋賀県では、平成26年4月1日に公益社団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金が、知事の指定を受けました。

## 農地中間管理事業のメリット

出し手（農地を貸したい方）	受け手（農地を借りたい方）
<ul style="list-style-type: none"> <li>●賃料が発生する場合には、機構から指定口座に確実に振り込まれます。（コメなどの物納は、耕作者より納品されます。）</li> <li>●契約期間終了後、農地は確実に戻ります。</li> <li>●貸し付けた農地の固定資産税が軽減される場合があります。</li> <li>●要件を満たすと機構集積協力金の交付が受けられます。（詳細は農政課にご確認ください。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農地をまとまりのある形で借り受けることができます。</li> <li>●農地を長期間（原則10年以上）に借り受けることで、効率的・安定的な農業経営が可能です。</li> <li>●賃料（金納）の支払先を機構に一本化できるため事務の軽減につながります。</li> </ul>

## 申し込み手続き

**出し手** 募集する受付期間に貸付希望申出書を提出してください。

**受け手** 借受希望者の募集に応募してください。随時受付中です。

## 貸付希望の受付期間

前 期	令和3年4月1日（木）～6月30日（水）
後 期	令和3年8月2日（月）～10月29日（金）



なお、既存の権利設定からの乗り換えで、貸付先が決まっている場合は随時受付します。

対象：農業経営基盤強化促進法（円滑化事業、農地中間管理事業を含む。）または農地法により権利設定されていた現在の耕作者が引き続き耕作を行う場合です。

また、人・農地プランまたは同種取り決め等により、貸付先が決まっている場合も同じ扱いとします。

## 農地中間管理事業の利用にあたって

### 《借り受ける農地の基準》

- 市街化区域以外の農地であり、利用することが困難な遊休農地でないこと。
- 所有権を有する者が明確であり、その者のすべてが同意し、受け手（貸付先）が確実な農地であること。

### 《留意事項》

- 出し手（貸付希望者）は、機構の借り受けが決定するまでは自己の責任で農地の維持管理を行うこと。
- 貸付先の選定は、機構の貸付先決定ルールに則り行い、機構との賃借契約は正当な事由なく解約できません。
- 権利設定後の土地改良区の賦課金等は、当該土地改良区の決定に従ってください。
- 機構が農地中間管理権を有する農用地等については、土地改良事業が行われることがあります。



### 【滋賀県農地中間管理機構】

（公財）滋賀県農林漁業担い手育成基金

〒520-0807 滋賀県大津市松本1丁目2-20 滋賀県農業教育情報センター 2F

TEL 077-523-4123 FAX 077-524-0245